給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時:令和2年10月9日(金) 9:45 ~ 9:55

開催場所:総理大臣官邸3階南会議室

出席者:加藤 勝信 内閣官房長官

河野 太郎 国家公務員制度担当大臣

麻生 太郎 財務大臣

武田 良太 総務大臣

田村 憲久 厚生労働大臣

西村 康稔 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

坂井 学 内閣官房副長官

岡田 直樹 内閣官房副長官

杉田 和博 内閣官房副長官

近藤 正春 内閣法制局長官

説 明 者: 堀江 宏之 内閣官房内閣人事局人事政策統括官

議事内容:

○加藤官房長官:ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

去る10月7日、人事院から職員の給与のうちボーナスに関する勧告が行われましたので、これを踏まえて、国家公務員の給与の取扱いを協議するためお集まり願った次第であります。

まず、ボーナスに関する人事院勧告の概要について内閣官房内閣人事局から説明させます。

○堀江内閣人事局人事政策統括官:「令和2年人事院勧告(ボーナス)・報告の概要」について御説明します。

人事院において民間企業のボーナスの支給状況について調査を行った結果、国家公務 員の水準が民間の水準を上回っていることから、ボーナスについて、現在の年間4.50月 分から4.45月分へ0.05月分を、引き下げることといたしました。

なお、月例給につきまして、9月30日までの民間給与実態調査が終了しております。 調査結果に基づき人事院より改めて必要な勧告・報告が行われる予定でございます。

- ○加藤官房長官:次に、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御発言を求めます。 始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。
- ○河野国家公務員制度担当大臣:今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、国家 公務員の給与のうちボーナスを引き下げる勧告となりました。

政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重すると の基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急 に結論を出す必要があると考えます。

- ○加藤官房長官:次に、財務大臣から御発言願います。
- 〇麻生財務大臣:今回の人事院勧告を実施した場合、マイナス200億円程度の節減効果があります。

財政当局としては、人事院勧告を尊重するとの基本姿勢に立ちつつ、我が国の極めて 厳しい財政状況等諸般の情勢を踏まえ、その取扱いを検討すべきと考えております。

- ○加藤官房長官:次に、総務大臣から御発言願います。
- ○武田総務大臣:地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、今回のボーナスの改定についても、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。

また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを 引き続き推進してまいりたいと考えております。

- ○加藤官房長官:次に、厚生労働大臣からお願いします。
- ○田村厚生労働大臣:本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、 検討が加えられ、出されたものであると認識しています。

私といたしましては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重 する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

- ○加藤官房長官:次に、経済財政政策担当大臣からお願いします。
- ○西村経済財政政策担当大臣:今年4月、5月は緊急事態宣言によって経済を人為的に 止めていた影響により、民間の夏季賞与・一時金は、引き続き高い水準を維持したもの の、昨年から比べると減少しております。国家公務員のボーナスも、社会一般の情勢に 適応させることが原則となっていることを踏まえれば、人事院勧告の趣旨を尊重して検 討していくことが適切であると考えます。
- ○加藤官房長官:他に御意見ございませんか。 よろしいでしょうか。

それでは、国家公務員の給与の取扱いにつきましては、本日、関係閣僚の皆様から御 意見をいただいたところでありますが、諸般の事情を踏まえて更に検討を進めていただ き、今後、適切な時期に改めて閣僚会議にお諮りしたいと思います。

なお、国家公務員の月例給については、人事院において現在検討中ですが、今後月例 給に関する勧告・報告がなされた場合は、併せて検討を進めていただきたいと思います。

以上